

平成30年度

いじめ防止対策基本方針



田村市立関本小学校

田村市立関本小学校（以下「本校」という。）は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）いじめの防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日文科科学大臣決定。以下「国の基本方針」という。）に則り、いじめがいじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであると認識し、本校児童の尊厳を保持するため、学校におけるいじめの防止等のための対策に関し、「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）を定め、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進する。

1 基本理念

- (1) いじめはどの児童にも起こりうるものであることを踏まえて、すべての児童が安心して学校生活を送ることができるよう、いじめの未然防止を図るとともに、いじめ又はその兆候を早期に発見し、組織的に迅速かつ適切に対処する。
- (2) いじめは、人権や生命を脅かす、決してあってはならない行為であることを児童に認識させ、他者を思いやり大切にすることを育てる。
- (3) いじめに関する事案への対処においては、いじめを受けた児童の生命及び心身を保護することが特に重要であることを共通認識し、学校・地域・家庭その他の関係者の連携の下に行う。

2 法的根拠

- (1) いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）（文部科学省）より

（学校いじめ防止基本方針） 第13条

学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

- (2) 「いじめの定義」 いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）より

第2条

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

3 基本方針

- (1) 「弱いものをいじめることは、人間として絶対に許されない」という強い認識をもって指導に当たること。
- (2) 「いじめること」「いじめられること」は、どの児童にも起こりうるという事実を踏まえて指導に当たること。
- (3) いじめられている児童の立場に立った親身な指導を行うこと。
- (4) いじめは家庭教育のあり方に大きな関わりを有していること。
- (5) いじめの問題は、教師の児童生徒観や指導のあり方が問われる問題であること。
- (6) いじめは担任一人で解決できるものではなく、全校体制で取り組む必要があること。
- (7) 家庭・学校・地域社会などの全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって真剣に取り組む必要があること。

4 組織

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、次の組織を設ける。

- (1) 名称 「いじめ対策等推進委員会」
- (2) 構成員 校長、教頭、生徒指導主事、教育相談係、養護教諭、スクールカウンセラー等
- (3) 組織の役割
 - ① 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正
 - ② いじめの相談・通報の窓口
 - ③ いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、情報発信
 - ④ いじめの疑いに関する情報があった時の組織的な対応のための連絡・調整

5 いじめの防止等に関する取組

(1) いじめの未然防止のための取組

- ① 学校教育全体を通して、互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にする態度を育成し、友情の尊さや信頼の醸成、生きることのすばらしさや喜びなどについて適切に指導する。これらについては、特に道德教育を通して指導の充実を図る。
 - 道德の時間の指導の充実（生命尊重 思いやり・親切）
 - 縦割り活動の充実
 - 体験活動の充実（総合的な学習の時間 生活科 外国語活動）
 - 自然体験活動（森林環境教育）
 - 人権教育の推進
- ② 決していじめを許さない学級経営を進め、児童一人一人に寄り添った心の通い合う指導を行う。
 - わかる授業の展開
 - 学級活動の充実
 - 担任と児童との信頼関係の構築
- ③ 児童のよさを認め励ますとともに、学級や学校における役割に対する満足感や充実感を持たせ自己肯定感を高める。
 - 特別活動の充実（学校行事 クラブ活動 委員会活動 学級の係や当番活動 等）
 - 縦割り活動の充実（縦割り清掃 縦割り遊び 登校班 等）
- ④ 実践的な研修を行い、いじめ問題についての共通理解や指導力の向上を図る。
- ⑤ 保護者との信頼関係を普段から築き上げ、児童の様子について情報を交換し合うとともに、「子どもを地域で育てる」という地域住民の願いを生かし、学校の様子を地域全体に発信して子どもたちを見守ってもらう体制を整える。

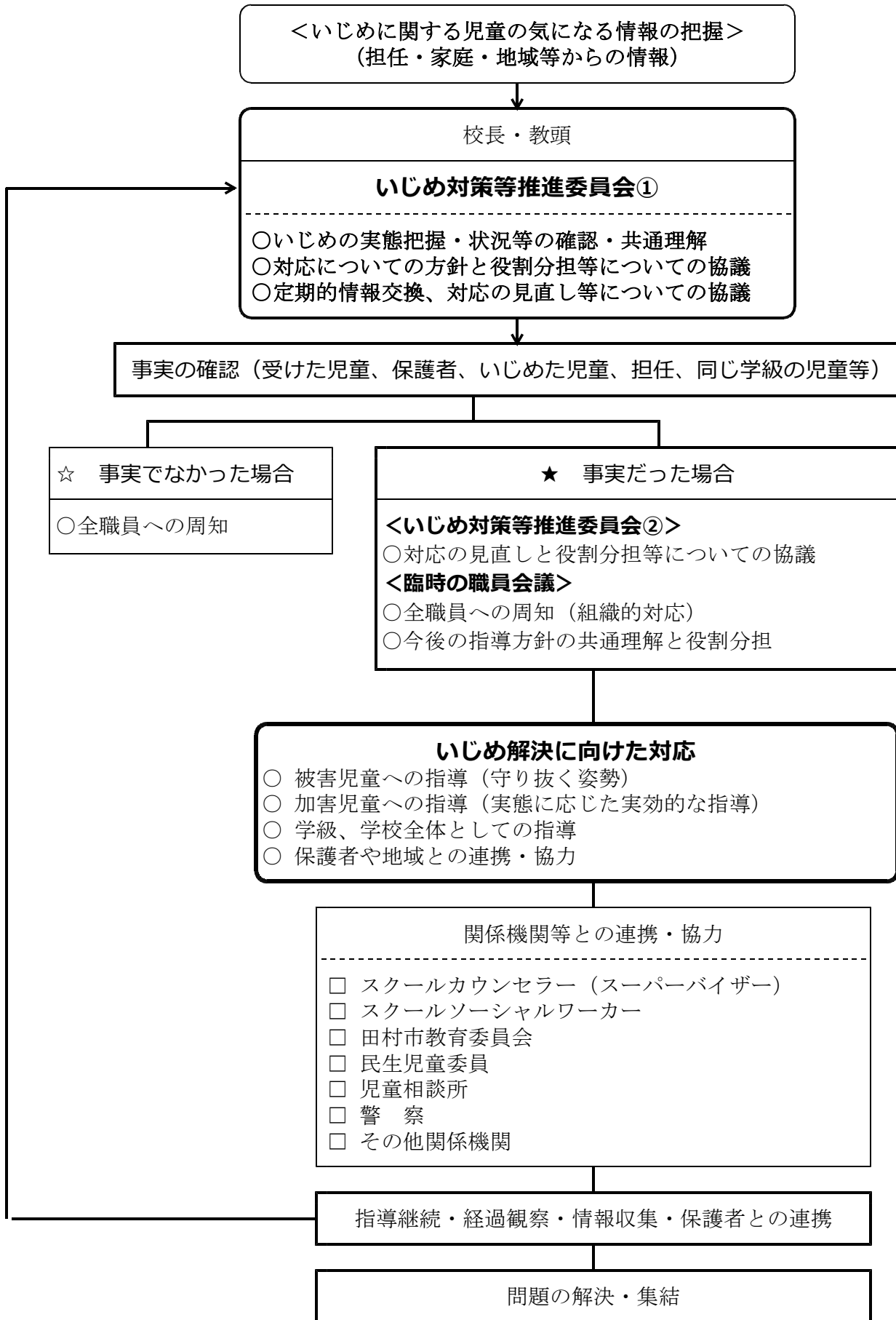
(2) いじめの早期発見のための取組

- ① いじめ認知の共通理解を図り、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知する。

いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくい判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持つ。

- ② 児童の小さな変化も見逃さずに対応にあたることができるよう、教職員同士での日頃の情報交換を密にする。
- ③ 定期的な教育相談や「児童アンケート」を活用し、児童の不安や悩みを的確に捉えるとともに、実状に応じて個人面談を実施する。
- ④ いじめを見たり聞いたりした場合には、すぐに担任に報告することが大切であることを指導し、学級に正義感を浸透させていく。
- ⑤ 教育相談体制を整えるとともに、その窓口を保護者に周知する。

6 いじめへの対処（組織対応図）



(1) いじめの通報を受けた場合、あるいはその疑いがある場合

- ① いじめ対策委員会を開催する。速やかに当該児童に係るいじめの事実の有無の確認を行うとともに、その結果を共通理解する。
- ② 事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、対応の方針・役割分担を明確にし、職員会議によりいじめに関する情報の周知・役割分担の徹底を図る。
- ③ いじめを受けた児童及び保護者に対する支援を行うとともに、いじめを行った児童に対する指導及び保護者に対する助言を継続的に行い、問題の解決を図る。
また、保護者への支援や関係機関との連携は以下のようなものとする。
 - 保護者、地域との連携
 - ・保護者との情報交換を行うとともに、対応についての共通理解及び、連携・協力によりその解決を図る。
 - ・地域住民からの情報提供や協力要請によって、地域ぐるみでいじめの解決にあたる。
 - 関係機関等との連携・協力
 - ・必要に応じて関係機関等へ連携・協力を求め、解決につなげる。

【スクールカウンセラー スクールソーシャルワーカー 民生児童委員
田村市教育委員会・児童相談所・警察など】
- ④ いじめがあった学級・学年に対しても、自分の問題として捉えることができるような指導を行い、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。また、いじめのあった児童の交友関係に一層の注意を払い、座席やグループイングなどに配慮し、いじめを継続させない弾力的な対応を行う。

(2) 重大事態発生時の場合

<重大事態とは>

- ① いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める時
 - 児童が自殺を企図した場合
 - 身体に重大な傷害を負った場合
 - 金品等に重大な被害を被った場合
 - 精神性の疾患を発症した場合
- ② いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める時 ※年間30日を目安（または一定の期間連続して欠席している場合）

<重大事態の報告>

- 重大事態が発生した場合は、市教育委員会へ迅速に報告する。

<重大事態の調査>

- ① 重大事態が発生した場合は、弁護士、精神科医、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門的知識を有するもののほか、第三者からなる組織を設け調査する。
- ② 重大事態が発生したことを真摯に受け止め、全校児童及び保護者に対してアンケート等を行い、事実関係を把握し、調査委員会に速やかに提出する。その際、被害児童の学校復帰が阻害されないよう配慮する。
- ③ いじめを受けた児童及び保護者に対しては、学校として説明責任があることを自覚し、真摯に情報を提供する。その際、個人情報の保護に関する法律等を踏まえること。

8 年間計画

月	生徒指導計画	児童への実態調査・ 教育相談（保護者）	校内研修計画	いじめ防止のための 会議
4	生徒指導協議会		研修① いじめ防止対策基本方針の 共通理解	
5	生徒指導協議会	○実態調査① ○家庭訪問		
6	生徒指導協議会			いじめ防止対策会議①
7	生徒指導協議会			
8・9	生徒指導協議会	○実態調査② ○悩み事相談実施		
10	生徒指導協議会		研修② いじめの未然防止のための 取組について	いじめ防止対策会議②
11	生徒指導協議会	実態調査③		
12	生徒指導協議会	教育相談		いじめ防止対策会議③
1	生徒指導協議会			
2	生徒指導協議会			
3				

9 評価と改善

- (1) 学校評価の時期に合わせ、いじめ防止の取組についての評価を行う。評価方法は、児童・保護者・教職員によるアンケートとする。
- (2) 評価の結果を踏まえ、年度末に次年度の改善案を検討するものとする。